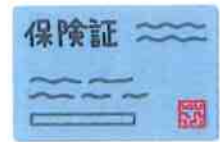


後期高齢者医療制度 に関するお知らせ



被保険者証の有効期限にご注意ください

病院や薬局などで提示するときは「有効期限」を必ず確認しましょう。

① 現在ご使用中の被保険者証は
令和4年（2022年）7月31日まで使えます。

◆ 今使っている被保険者証は、8月1日以降はご使用にならないでください。

② 今回交付している被保険者証は
令和4年8月1日から9月30日まで使えます。

◆ 今年度は、10月1日から、再度被保険者証が変わります。

◆ 今回交付した被保険者証は、10月1日以降はご使用にならないでください。

③ 令和4年10月1日からの新しい被保険者証は9月中に交付します。
新しい被保険者証は令和5年7月31日まで使えます。

◆ 10月1日から使える被保険者証は、宮崎県後期高齢者医療広域連合または市区町村から、**9月中旬ごろ**に交付します。

◆ 一定以上の所得がある一部の方は、医療費の窓口負担割合が10月1日から2割になります。

- ※ 2割の対象者は、課税所得が28万円以上かつ「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身世帯の場合200万円以上、複数世帯の場合320万円以上の方（被保険者全体に占める割合は約20%）。
- ※ 現役並み所得者の方は、10月1日以降も引き続き3割です。

医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせ

都道府県の「後期高齢者医療広域連合」または
市区町村の「後期高齢者医療担当窓口」までお問い合わせください。

今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、
厚生労働省コールセンター（0120-002-719）にお問い合わせください。

ひとくらし、みんなのために



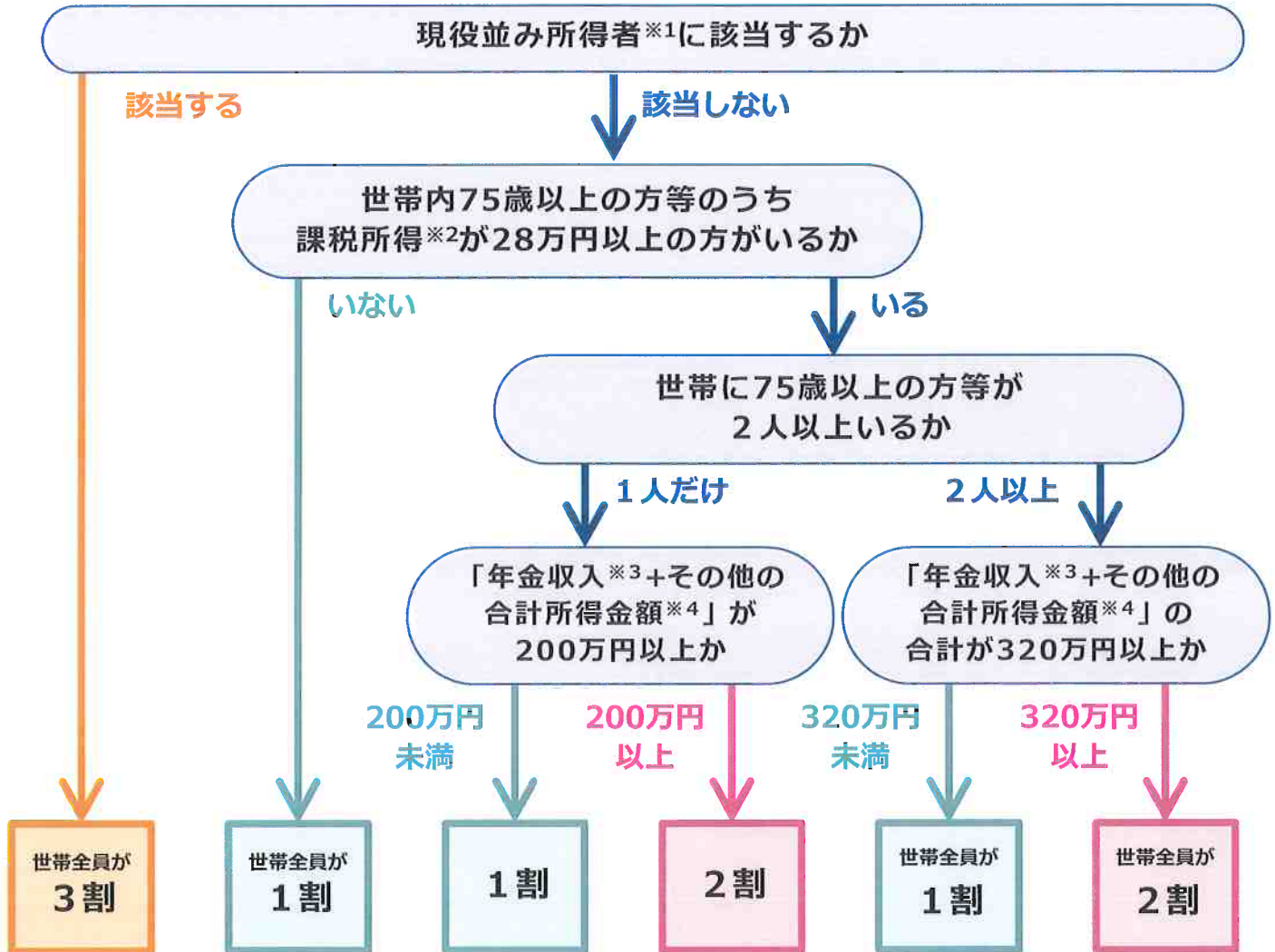
宮崎県
後期高齢者
医療広域連合

一定以上の所得のある方の医療費の窓口負担割合が変わります

令和4年（2022年）10月1日から、75歳以上の方等※で一定以上の所得がある方は、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

※ 65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含みます。

- ・ 令和3年中の所得をもとに、令和4年8月頃から判定が可能になります。
- ・ 負担割合は、9月中に届く被保険者証でご確認ください。
- ・ 住民税非課税世帯の方は、1割負担となります。



- ※1 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。
(一定の基準・要件を満たす場合、窓口負担割合が1割または2割になるケースがあります)
- ※2 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額です。
「課税標準」の額は、前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）等を差し引いた後の金額です。
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※4 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせ

都道府県の「後期高齢者医療広域連合」または
市区町村の「後期高齢者医療担当窓口」までお問い合わせください。

今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、
厚生労働省コールセンター（0120-002-719）にお問い合わせください。

ひとくらし、あらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

宮崎県
後期高齢者
医療広域連合